

○湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業交付金交付要綱

平成25年4月1日

告示第5号

改正 令和4年2月17日告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業基金条例（平成25年湖周行政事務組合条例第1号）の規定に基づき、ごみ処理施設周辺整備事業（以下「周辺整備事業」という。）の財源に充てるため、ごみ処理施設周辺整備事業基金（以下「基金」という。）を原資として、ごみ処理施設周辺整備事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 周辺整備事業 ごみ処理施設の地元地区等の発展に資するものであり、次に掲げる事業をいう。

ア 一般支援事業 ごみ処理施設の周辺地域における道路及び河川等の改修並びにその維持管理等を行うもの

イ 特別支援事業 ごみ処理施設の周辺地域で必要と認められる建物等の整備で、アに掲げる以外のもの

(2) 交付対象市町 周辺整備事業を行おうとする構成市町をいう。

(交付対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業は、前条に規定する周辺整備事業で、地元地区等と交付対象市町があらかじめ協議のうえ、交付対象市町に要望されたものとする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、次の表のとおりとし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

交付対象事業	交付金の額の区分	交付金の限度額
一般支援事業	交付対象市町において1会計年度当たり	300万円
特別支援事業	交付対象市町において1回限り	1,000万円

(交付申請)

第5条 交付金を受けようとする交付対象市町は、湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業交付金交付(変更)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、組合長に提出しなければならない。

- (1) 湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業(変更)計画書(別紙1及び別紙2)
- (2) その他組合長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 組合長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定し、交付対象市町に湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業交付金(変更)交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の変更等)

第7条 交付対象市町は、交付決定された周辺整備事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業交付金交付(変更)申請書に次に掲げる書類を添えて、組合長に提出しなければならない。

- (1) 湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業(変更)計画書(別紙1及び別紙2)
- (2) その他組合長が必要と認める書類

2 前条の規定は、組合長が変更等の交付決定をする場合にこれを準用する。

(周辺整備事業の遂行)

第8条 交付対象市町は、交付金の交付決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって誠実に周辺整備事業を行うこととし、交付金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第9条 組合長は、交付対象市町に対し、必要に応じて周辺整備事業の遂行の状況を報告させることができる。

(実績報告)

第10条 交付対象市町は、周辺整備事業が完了したときは、湖周行政事務組合周辺整備事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、組合長に報告しなければならない。

(1) 湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業報告書(別紙3及び別紙4)

(2) その他組合長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 組合長は、前条による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合に、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象市町に湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業交付金確定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(決定の取消し)

第12条 組合長は、交付対象市町が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業交付金交付取消通知書(様式第5号)により交付対象市町に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、交付金の交付等を受けたとき。

(2) 第8条の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、周辺整備事業に関し、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は組合長の指示に従わなかったとき。

(交付金の返還)

第13条 組合長は、交付金の交付決定を取り消した場合において、周辺整備事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 前項の場合において、組合長は、返還された交付金を基金に積み立てるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第7条関係）

第 号
年 月 日

湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業交付金交付（変更）申請書

湖周行政事務組合長 様

申請者 市町長

年度においてごみ処理施設周辺整備事業交付金の交付を受けたい（交付決定を変更したい）ので、湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業交付金交付要綱に基づき、下記書類を添付して（変更）申請します。

記

- 1 交付金交付（変更）申請額 円
- 2 提出書類
 - （1）湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業（変更）計画書（別紙1、2）
 - （2）その他必要な書類

様式第2号（第6条、第7条関係）

年 月 日

湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業交付金（変更）交付決定通知書

湖周行政事務組合指令第 号

申請者 市町長

湖周行政事務組合長 印

年 月 日付第 号で交付申請のありました 年度湖周行政事務組合
ごみ処理施設周辺整備事業交付金交付申請については、下記のとおり交付することに（変
更）決定したので通知します。

なお、申請された周辺整備事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに報告してください。

記

金 円

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業実績報告書

湖周行政事務組合長 様

市町長

年 月 日付湖周行政事務組合指令第 号に係る周辺整備事業
が次のとおり完了したので報告します。

交付決定に係る周辺整備事業 の完了年月日	年 月 日
周辺整備事業の内容及び成果	
添付書類	湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業報告書（別 紙3、4） その他必要な書類

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業交付金確定通知書

市町長 様

湖周行政事務組合長

年 月 日付で報告がありました湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業について審査した結果、下記の金額を当該周辺整備事業に対する交付金として確定します。

記

金 円

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業交付金交付取消通知書

湖周行政事務組合指令第 号

市町長

湖周行政事務組合長 印

平成 年 月 日付湖周行政事務組合指令第 号で交付を決定しました湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業交付金については、次の状況が確認されたことから、ごみ処理施設周辺事業交付金交付要綱第12条第1項第 号の規定により交付決定の全部（一部）を取り消しますので通知します。

取り消す交付決定の範囲 及び交付金の額	
取消しの理由等	